

医療・介護・障害福祉分野における職員の処遇改善等を求める意見書

介護や障害福祉の事業所では、人材の確保、定着が難しく、運営に支障を来す事態が深刻になっており、人員配置基準を満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多いのが現状です。

2022年6月の賃金構造基本統計調査でも、福祉施設等の介護職員の平均賃金は、全産業の平均賃金と比べて8万円以上低いという状況です。

今日、最低賃金の引上げや大手企業を中心としたベースアップなどで賃上げが進む中で、介護職員等への対策は打たれておらず、賃金格差がさらに拡大しています。

また、8月に出された人事院勧告は民間企業の賃上げを受けてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置費などは4月に遡って増額される一方、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には反映されていません。

介護や障害福祉を支える職員は、専門職にもかかわらず、低賃金や人手不足による過酷な労働を強いられています。これが続けば、職員の離職に歯止めがかからなくなるとともに、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなるおそれがあります。

よって、政府は、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革及び職員の生活を保障する取組を迅速に推進するため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策としての処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、2024年度の同時報酬改定においては、物価高騰、賃金上昇等を踏まえ、処遇改善等を行うこと。
2. 新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、地域医療介護総合確保基金における新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の活用を推進すること。
3. 介護や障害福祉を支える職員は、専門職として、高齢化社会を支える必要不可欠な人材であることから、公営住宅の空き家の地域対応活用を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月22日

枚方市議会議長 藤田幸久

〈提出先〉

財務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣